

令和3年 第4回 琴浦町教育委員会 定例会 日程

と き：令和3年3月24日（水）13:30

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名
(森田委員、高力委員)

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第23号 琴浦町立小・中学校管理規則の改正について

議案第24号 琴浦町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について

議案第25号 琴浦町社会教育委員の委嘱について

議案第26号 琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第27号 学校医の委嘱について

議案第28号 琴浦町文化財保護審議会委員の委嘱について

6 協議事項

7 その他

令和3年度琴浦町学校・子ども園計画訪問実施要項

令和2年度中学校卒業生進路状況

児童生徒の不登校等に関する調査

8 閉 会

次回定例会：令和3年4月22日（木）13時30分～

1 行事報告等

- 2月25日(木) 小学生解放「学習会」閉級式(赤碕文化センター)
- 2月26日(金) 琴浦町社会教育委員会
- 2月27日(土) 日本海新聞ふるさと大賞授賞式
- 3月 2日(火) 学校業務改善研修会
- 3月 3日(水) 定例校長会
- 3月10日(水) 臨時教育委員会
- 3月11日(木) 臨時校長会
- 3月12日(金) 中学校卒業式
- 3月19日(金) 小学校卒業式
- 3月21日(日) バスラッピングお披露目会
- 3月23日(火) 寿大学閉講式
- 3月24日(水) 小中学校修了式
人事異動発表
議会月例報告会
定例教育委員会

2 今後の予定

- 3月25日(木) 琴浦町少年育成委員会
- 3月30日(火) 令和3年度琴浦町学校給食会総会
- 3月31日(水) 職員送別式
- 4月 1日(木) 辞令交付式
- 4月 2日(金) 琴浦町立小中学校教職員宣誓式
定例校長会
- 4月 3日(土) スポーツ少年団結団式
- 4月 8日(木) 小中学校始業式
- 4月 9日(金) 小中学校入学式
- 4月16日(金) 令和3年度第1回県・市町村教育行政連絡協議会
- 4月19日(月) 中部版スクラム教育連絡協議会
- 4月21日(水) 市町村教育委員会研究協議会理事会(14:15~田中委員)

3 その他

令和3年3月教育委員会定例会報告

1. 要保護・準要保護児童生徒の認定について

(別紙のとおり)

2. 校区外・区域外就学の承認について

(別紙のとおり)

3. 令和3年度教職員宣誓式

日 時 令和3年4月2日(金) 午後2時~3時

場 所 まなびタウンとうはく 4階多目的ホール

対象者 昇任管理職、転入教職員及び新規採用教職員

4. 町職員・町会計年度任用職員の人事異動について

次回教育委員会で報告予定

令和3年3月 教育委員会定例会報告（社会教育課）

1. まなびタウンリニューアルについて

ワークショップによる意見や、感染症対策、駅待合機能、長寿命化対策を取り入れた基本設計案について報告（別添資料）

2. オリンピック聖火リレートーチ巡回展示について

展示期間 令和3年3月20日（土）
～3月25日（木）
展示場所 琴浦町総合体育館ロビー



3. 3町台場連携事業について（報告）

内容 報告：六尾反射炉跡の発掘調査
ミニシンポジウム：六尾反射炉跡と鳥取藩台場、今後の調査展望
ロビー展示：3町の関連内容のパネル展示
日時 令和3年3月21日（日）午後1時30分～3時30分
場所 北栄町大栄農村環境改善センター

今回作成したパネルについては赤碕台場の史跡価値の周知を目的として図書館にて展示予定

4. カウベル合唱のつどいについて

例年実施しているカウベル合唱フェスティバルについては、コロナ禍により活動、練習が縮小されたため、今年度については、2団体により、観客を入れずに行う。
日時：令和3年3月28日（日）午前11時10分～11時40分
会場：琴浦町生涯学習センター 多目的ホール
出演団体：ふるさとを歌う会、ザ・ラニアルコーラス
主催：カウベル合唱フェスティバル実行委員会

まなびタウンリニューアル(説明資料一覧)

教育委員会定例会 2021年3月25日

《資料》

資料1 ……新・旧フロア図面(横断図、フロア平面図)

(カラー:新図面、白黒:旧図面)

資料2 ……基本設計の過程(減築にかかる検討過程)

(図面:マーカ一部分が鉄筋コンクリート)

資料3 ……概算工事費

資料4 ……空調設備検討資料

資料5 ……パース

資料6……詳細設計費内訳

資料7……財源

連絡報告事項について

1 人権擁護委員の推薦について

3/18の琴浦町議会において3名/7名中の人権擁護委員について適任であると意見をいただいたので、法務局へ推薦します。

- ・田中秋美 4期目
- ・村上 隆 4期目
- ・西本博志 2期目

【任期】7/1～ 3年間

2 「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」について

令和3年4月1日施行
別紙 資料参照

議案第 23 号

琴浦町立小・中学校管理規則の一部改正について

琴浦町立小・中学校管理規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会規則第 号

琴浦町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

琴浦町立小・中学校管理規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第19条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、<u>学校栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、学校主事、司書、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</u>を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員、<u>学校主事及び司書</u>を置かないことができる。</p> <p>2 前項に掲げる職員のほか、<u>主幹教諭、指導教諭</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第19条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員及び学校主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、学校栄養職員、事務職員又は<u>学校主事</u>を置かないことができる。</p> <p>2 前項に掲げる職員のほか、<u>学校医、学校歯科医、学校薬剤師</u>その他必要な職員を置く。</p> <p>3 略</p>
<p>(職務)</p> <p>第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第20条 職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p><u>(事務職員の標準的な職務内容)</u></p> <p><u>第20条の2 教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、<u>次項から第5項に規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>2～6 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>2～6 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 4 号

琴浦町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに
事務職員の職務の遂行に関する要綱の制定について

琴浦町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに事務職員
の職務の遂行に関する要綱を制定することについて、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 4 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町立学校事務職員の標準的な職務の内容及び具体的内容並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、琴浦町立小・中学校管理規則(平成16年琴浦町教育委員会規則第14号)第20条の2に基づき、事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容を明らかにすることを通じ、校務運営により主体的・積極的に参画し、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容)

第2条 事務職員の標準的な職務内容及び具体的内容(以下「標準的職務内容」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第3条 事務職員の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1号に掲げる標準的職務内容は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・協働により担う職務を示したものであり、校長が校務分掌に位置付けるに当たり、学校規模、職員体制や地域等の実情を踏まえ、事務職員の職位及び経験年数等を考慮した上で、事務職員の専門性が十分発揮され、能力の育成又は向上につながるよう留意すること。同表第2号に掲げる標準的職務内容は、校務の中で主として事務職員が担う職務を示したものであること。
- (2) 校長は、標準的職務内容を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。事務職員が、職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割分担を図るとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携・協働等が求められること。なお、標準的職務内容に具体的内容として掲げていない職務であっても、学校規模、職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることは可能であること。その際、標準的職務内容に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であること。
- (3) 校長は、学校組織で唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員が、他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として取り扱うとともに、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すこと。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

琴浦町立学校事務職員の標準的職務内容

(1) 事務職員が連携・協働により担う職務

職務内容		具体的内容
校務運営に関する こと	企画運営	職員会議、企画委員会、運営委員会等への参画
		学校組織マネジメントの推進(チーム学校としての事務部門の事務処理体制整備等)
		業務改善のための取組推進
		校務諸規定の策定及び整理
	学校評価	学校改善につなげるための学校評価の企画参画と結果分析
	危機管理	信頼される学校づくりのための説明責任とコンプライアンスの推進
		個人情報保護の取組推進
		安心安全な教育環境を提供するための安全計画・防災計画・事故災害発生時対応マニュアル等策定への参画
		校内危険箇所情報管理、施設設備の安全管理
	地域との連携・渉外	緊急対策会議への参画
地域とともにある学校づくりのための保護者、地域及び関係機関等との連絡調整		
開かれた学校づくりのために、情報公開		
教育活動支援に関する こと	教育資源の調達と活用	学校運営協議会への参画
		教育効果をより高めるためのカリキュラムマネジメント、教材選択等の企画及び参画
情報管理に関する こと	情報管理・調査統計	地域人材等の教育資源情報の蓄積と活用
		校務運営に要する情報の蓄積・活用
人事管理に関する こと	職員人事記録・給与	広報の実施
		県費負担教職員の任用、人事記録に関する情報の管理
財務管理に関する こと	施設設備・教材物品	勤務時間及び休暇等職員のサービス管理に関すること
		学校施設の地域開放に関すること

(2) 学校事務職員が主体的に担う職務

職務内容		具体的な内容
情報管理に関する こと	情報管理・調査統計	法規の整理及び保管
		情報公開及び個人情報保護等の情報管理
		教職員への公文書の適正管理に関する指導助言
		学校基本調査、その他調査統計のまとめ
		受信・発信文書に関する整理及び保管
学務管理に関する	就学支援	児童生徒の就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び遠距離通学費の受給に関する管理

こと	学籍管理・教科書	児童生徒の学籍情報管理
		児童生徒に関する各種証明書の発行
		児童生徒の教科用図書の無償給与
人事管理に関すること	学校事務研修 職員人事記録・給与	教職員への学校事務に関する指導助言、研修の企画運営
		県費負担教職員給与の支給
		県費負担教職員旅費の執行管理
		県費負担教職員の福利厚生
		県費負担教職員に関する各種証明書の発行
財務管理に関すること	施設設備・教材物品	施設設備、教材の整備計画の策定
		物品の適正管理、有効活用の促進
	公費・公費外会計	予算委員会の運営
		教育課程と連動した予算要求・執行計画の企画(カリキュラムマネジメント)
		公費外会計ガイドラインに沿った集金計画の立案、会計管理
		財務規則や各種規定に基づいた予算の適正執行と決算
		監査・検査の対応
事務全般	事務全般に関すること	事務全般に係る提案、助言
		学校事務の統括、企画及び運営
		共同学校事務室の運営、事務職員の人材育成

議案第 25 号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成 16 年条例第 97 号）第 2 条第 2 項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和 3 年 3 月 24 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

1 社会教育委員の氏名等

	氏名	住所	生年	備考
1	中井 一郎	琴浦町大字竹内 372 番地	昭和 34 年	スポーツ推進委員
2	小椋 陽子	琴浦町大字山川 686 番地 5	昭和 28 年	婦人会
3	藤原 拓也	琴浦町大字鋤 44 番地	平成 2 年	青年団
4	安谷 潔美	琴浦町大字浦安 370 番地	昭和 35 年	人権・同和教育推進協議会
5	三浦 富美子	琴浦町大字徳万 619 番地	昭和 30 年	地域活動

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

2 任期 令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日

議案第26号

琴浦町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づく琴浦町スポーツ推進委員として次のとおり委嘱することについて、本委員会の同意を求める。

令和3年3月24日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

琴浦町スポーツ推進委員名簿

(任期2年、令和3年4月1日～令和5年3月31日)

	氏名	住所	地区	備考
1	岩船 洋一	琴浦町大字逢束 1075-27	浦安	
2	森下 君子	琴浦町大字八幡 761-2	安田	
3	中本 智恵	琴浦町大字八橋 2441-1	八橋	
4	市本 智子	琴浦町大字八橋 272	八橋	
5	丸山 保	琴浦町大字下大江 417	下郷	
6	中川 康子	琴浦町大字三保 255	下郷	
7	河本 洋二	琴浦町大字田越 376	八橋	
8	手嶋 信広	琴浦町大字三保 116	下郷	
9	前畑 裕志	琴浦町大字赤碕 2011	赤碕	
10	中井 一郎	琴浦町大字竹内 372	以西	
11	奥山 眞奈美	琴浦町大字法万 132-1	古布庄	
12	金光 敦	琴浦町大字逢束 199	浦安	
13	小泉 真樹	琴浦町大字八幡 286-1	安田	
14	大石 陽一郎	琴浦町大字西宮 153	成美	
15	箱木 芳	琴浦町大字法万 66	古布庄	
16	前田 悟志	琴浦町大字八幡 1099	安田	
17	村上 貴康	琴浦町大字杉下 201	下郷	
18	山本 章	琴浦町大字赤碕 1976-16	赤碕	
19	小倉 啓彰	琴浦町大字大杉 209	上郷	
20	高橋 太雅	琴浦町大字公文 199	上郷	
21	高力 政寿	琴浦町大字高岡 369	以西	
22	浜田 儀	琴浦町大字八橋 1431	八橋	
23	前田 直久	琴浦町大字出上 39 町住 27 号	成美	
24	古林 敦子	琴浦町大字杉地 354-3	古布庄	R3 新規
25	黒松 真一	琴浦町大字中尾 648-1	浦安	R3 新規
26	村木 健人	琴浦町大字浦安 390-4	浦安	R3 新規
27	—	—		

[退任] 近池政彦 (浦安地区)、谷田明日香 (浦安地区)、橋谷憲之 (八橋地区)
尾竹拓也 (赤碕地区)

議案第 27 号

学校医の委嘱について

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 条）第 23 条の規定に基づき、学校医等を別紙のとおり委嘱することについて、本委員会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 24 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和3年度小・中学校医委嘱名簿

	校 医	歯科医	薬剤師	耳鼻科医	眼科医
浦安小学校	岡田耕一郎	石亀 裕通	黒木 大介	石津 吉彦	<u>野島病院医師</u>
聖郷小学校	妹尾 磯範	國竹 洋輔	<u>前川 博</u>		<u>野島病院医師</u>
八橋小学校	中本健太郎	橋本 康平	平福 恵理		<u>野島病院医師</u>
赤碕小学校	青木 哲哉	中久喜健也	石亀二美江		<u>野島病院医師</u>
船上小学校	青木 哲哉	中久喜健也	原 利一郎		<u>野島病院医師</u>
東伯中学校	吉中 正人	岡本 貴史	平福 恵理	\	<u>野島病院医師</u>
赤碕中学校	青木 哲哉	國竹 洋輔	家森 好恵	\	<u>野島病院医師</u>

※下線は昨年度との変更箇所

※野島病院は委託契約

議案第28号

琴浦町文化財保護審議会委員の委嘱について

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第190条第1項並びに
琴浦町文化財保護条例（平成16年9月1日条例第107号）第3条第3項の規定に
より、次の者を委員として委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和3年3月24日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

文化財保護審議会委員名簿

令和3年4月1日～令和5年3月31日

番号	氏名	住所	生年月日	備考
1	岩田 弘	琴浦町赤碕1 1 1 5 - 4 1	昭和10年11月21日	継続
2	山脇 範子	琴浦町徳万4 3 7 - 3	昭和17年7月7日	継続
3	西本 研一	琴浦町浦安2 1 3 - 1	昭和28年5月20日	継続
4	福田 恭子	琴浦町美好1 7 0	昭和27年6月28日	継続
5	馬野 博志	琴浦町赤碕1 8 1 5 - 3	昭和25年6月22日	継続
6	高力 雅人	琴浦町赤碕1 9 2 9 - 1 8	昭和17年11月7日	継続
7	大賀 靖浩	琴浦町槻下9 3 3 - 3 2	昭和31年10月28日	継続
8	米村 勝利	琴浦町中尾5 1 3	昭和17年4月6日	継続
9	大谷 浩史	琴浦町赤碕1 1 1 5 - 4	昭和33年3月7日	継続